

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第196号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の6第1項各号列記以外の部分中「第1号」の右に「及び第5号」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 当該年度の初日に学校法人がその設置する小学校又は中学校において直接教育の用に供する固定資産（当該年度の賦課期日に当該用に供しているものを除く。）

税額の全部

附則第6項第1号中「宅地評価土地（）」を「宅地等評価土地（）」に、「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に、「当該宅地評価土地」を「当該宅地等評価土地」に改め、同項第2号中「宅地評価土地」を「宅地等評価土地」に改める。

様式第45号注以外の部分中「宅地評価土地」を「宅地等評価土地」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則第4条の6第1項の規定は、平成18年度分の固定資産税から適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)